

合併市に関する調査

記入月日：平成17年4月20日

基礎情報

都道府県・市名	鳥取県・米子市（よなごし）
合併期日	平成17年3月31日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	鳥取県米子市加茂町1丁目1番地(旧米子市)
人口（合併直前の国調）	147,837人(平成12年国調)
面積	132.21 k㎡
議員定数	47人
関係市町村名	米子市、淀江町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
		米子市	138,756	106.41	31
	淀江町	9,081	25.8	16	23.8
合計	-	147,837	132.21	47	-

関係市町村の財政状況

*数値は合併直前の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直前の予算を記入。

平成15年度決算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
	米子市	53,576,151	16,854,128	6,831,367	地方拠点	0.723
	淀江町	4,118,439	835,111	1,437,513	地方拠点、辺地	0.391
合計	-	57,694,590	17,689,239	8,268,880	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年4月1日	解散年月日：平成17年3月30日
内容	委員構成：米子市長、淀江町長、米子市議会議員4人、淀江町議会議員4人、米子市学識経験者4人、淀江町学識経験者4人、共通学識経験者2人、合計20人 開催状況：平成15年6月6日から平成17年2月14日まで22回の合併協議会を開催	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度～平成31年度	
基本計画の主要項目	基本理念：新たな文化の発信拠点をめざして 新市の将来像：交流と連携を育み、新しい文化を創造する都市 重点プロジェクト：（仮称）伯耆の国よなご文化創造計画	
旧市町村庁舎の利活用	米子市庁舎：新市の本庁として使用、淀江町庁舎：新市淀江支所として使用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 1年3ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：50.0万円（旧米子市議員）、月額：20.9万円（旧淀江町議員）	
地域審議会の設置について	有	
内容	設置：合併前の淀江町の区域に当該区域を対象とする地域審議会を設置 期間：平成17年3月31日から平成32年3月31日まで 組織：委員15人以内で組織（市議会の議員、自治会を代表する者、公共的団体等を代表する者、学識経験者、公募による者）	
地方税に関する特例	有	
内容	法人住民税並びに固定資産税の税率については、米子市の例により統合するものとする。ただし、合併の日の属する年度及びその翌年度から5年間是不均一課税をすることとする。 国民健康保険事業の保険料率等については、合併時に米子市の例により統合するものとする。ただし、医療分の保険料については、両市町の保険料の差が今以上開かないようにし、新市の国保財政の状況を勘案しつつ5年後をめどに統一するものとする。	
合併特例債発行限度額（億円）	約186億円	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）	
	1 合併の方式：新設合併 2 合併の期日：平成17年3月31日 3 新市の名称：米子市 4 新市の事務所の位置：米子市加茂町1丁目1番地、旧淀江町役場の位置に支所に引き継ぐ 5 財産の取扱い：公有財産、物品、債権、基金及び債務については、すべて新市に引き継ぐ 6 議会議員の定数及び任期の取扱い：任期については、1年3か月の在任特例を適用、定数については32人、ただし、在任期間中にさらに検討 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い：選挙による委員は、平成17年7月19日まで在任、その後の定数は30人、7選挙区を設置（東部5人、中部5人、南部5人、弓ヶ浜4人、美保3人、伯仙3人、淀江5人） 8 特別職の職員の身分の取扱い：特別職は、市長、助役、収入役、教育長、水道事業管理者、報酬の額は現行報酬額をもとに調整 9 一般職の身分の取扱い：すべて新市の職員として引き継ぐ 10 地域審議会の取扱い：合併前の淀江町の区域に当該区域を対象とする地域審議会を設置、任期15年、定数15人以内で組織	
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。 消防団の取扱い：消防団の報酬、費用弁償については、合併時まで調整することとしていたが、調整がつかず、合併時には現行の両市町の報酬並びに費用弁償の額とし、新市において調整することとなった。	